

平成31年度（2019年度）金沢大学大学院法務研究科 入学試験問題

【B日程】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

本事案は、いわゆる GPS 捜査とプライバシーの侵害という論点を争った最高裁判決（最大判平成29年3月15日刑集71巻3号13頁）に取材したものである。本事案では、刑事手続上は、まず GPS 捜査によって得られた証拠の証拠能力、GPS 捜査の違法性の有無が問題となるが、憲法論としては、個人のプライバシーがどこまで保護されるべきか、また、憲法31条及び35条の保障がどの対象、範囲にまで及ぶか、それとの関係で刑事訴訟法上の強制処分法定主義（「刑訴法 第197条：捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。」）との関連が問われることになり、GPS 捜査という新しい捜査手法に関し、憲法31条及び35条の解釈論に言及し、その強制処分性、令状主義との関係について論じることが求められる。